2022年11月号

米田のFP通信

ちょっと気になる「保険」や「年金」についての話題をお届けします。

ご挨拶

11月22日はいい夫婦の日です。

「おうち時間　野菜も愛も　育てます」

昨年のいい夫婦川柳コンテスト、いい夫婦大賞の川柳です。

外出などの制約も徐々になくなってきました。これからは外でも良い時間を過ごしたいですね。

お手元に保険料控除証明書は届いていますか？

保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要になります。再発行には時間がかかることがあります。もしお手元にない場合には早めにご連絡ください。

今月号のちょっと気になるお金のコラム

11月30日は年金の日です。今年度の年金定期便からスマホで自分の見込年金額や繰下げ受給のシミュレーションができるようになりました。

高齢者、負担増へ

日本の社会保障制度は高齢者に手厚いと言われていますがこれからは少し変わっていくかもしれません。

75歳以上医療費2割負担に

10月から課税所得28万円以上かつ年金などの収入が一定以上（単身者：200万円以上、複数世帯：320万円以上）の約370万人（全体の約20％）が対象になります。

出産育児一時金、75歳以上も負担を検討

現在42万円の出産育児一時金を政府は大幅に増額する考えです。一時金は原則、現役世代が負担している健康保険、国民健康保険からまかなわれていることに対し、厚生労働省の審議会では、「現役世代だけでなく高齢者も含めた全世代で負担すべき」という意見が多く出たようです。

介護の給付・負担も見直しに

介護保険についても見直しが始まりました。介護給付費は制度が始まった2000年の3倍の10兆円超に。一定の所得がある人の負担を２割、3割に、要介護認定１，２の人の給付の見直し、多床室（相部屋）の室料負担などが見直しの検討に入っています。

少子高齢化によって変わっていく制度を見据えて準備をしていく必要がありそうですね。

1999年からFP業務を行っています。現在はIFAとして最適な金融商品の選定やアドバイス、加入者の方のライフプラン相談、事業承継や相続、保険相談を中心に活動しています。ドクター、企業の経営者から個人まで年間で200人以上の方の相談をさせていただいています。

株式会社リスマネジメント・ラボラトリー 大阪支店
〒543-0018大阪市天王寺区空清町8-33　大阪府医師協同組合東館３階
電話06-6766-1511　携帯090-1152-3889　メールyoneda760@rml.co.jp

ちょっと気になるお金のコラム

11月30日は年金の日です

「国民一人ひとり、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」とあります（厚生労働省）。

そこで今月は誕生月に届く年金定期便から簡単に自分の年金額見込を見る方法を紹介します。

この方法は今年4月の年金定期便からできるようになっています。誕生日がまだの人は今年度の年金定期便が来たら是非確認してみましょう。

まずは年金定期便を開き右下のQRコードを読み込みます。

生年月日を入力すると現在の加入状況を基に60歳まで就労し65歳から受給した場合の見込年金額が表示されます。

ここで今後の年収額や就労年齢、受給開始年齢を変えるとグラフが変わります。

年収が同じでも就労年齢や受給開始年齢を変えるとグラフが変わります。例えば受給開始年齢を75歳にすると受給額は約1.8倍になることがわかります。

下にスクロールすると働き方・暮らし方の入力欄があります。

ここでは例えば60歳までは会社員、その後は自営の場合、とか30歳までは会社員、その後は専業主婦になった場合、など年金種類と加入期間による違いを確認することができます。

年収、加入する年金の種類、保険料を払う期間、受給開始年齢、によって年金額が変わることが視覚的に把握できるのはわかりやすいですね。

スマホひとつで将来の年金額の目安がわかれば老後資金の準備も具体的に考えやすくなるのではないでしょうか？

具体的に自分の場合はどのように準備すればよいか確認したい方はお気軽にご連絡下さい。